

整理番号 2-7-4-1

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃借料 4月分		
年月日	令和2年3月31日～令和 年 月 日	金額	25,000円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

【領収証】

静岡県議会議員 河原崎 聖 様 2020年3月31日

金額

¥50,000

但 日本連合警備貸店舗 A201号室 2020.4月分賃料

内訳 家賃 ¥50,000



(株)ティーオーケ
代表取締役 大場 泰介
島田市幸町12-20
Tel (0547) 37-1333



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会活動で 使用のため	50,000円	1/2	25,000円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-7-4-2
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和2年4月2日～令和 年 月 日	金額	1,100円

目的	全国的な地方自治に関する情報の把握
使途	月刊ガバナンス5月号
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領 収 証

河原崎 聖 様 2020年 4月 2日

★ 1,100

但 ガバナンス 5月号
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額
消費税額等(%)




宮村書店
島田市阪本1384-1
TEL (0547) 38-0075

コクヨ ウケ-1048

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	1,100円	100%	1,100円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-7-4-3
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証 抛書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和2年4月6日 ~ 令和 年 月 日	金額	1,460 円

目的	政治経済情勢に関する情報の把握		
使途	週刊ダイヤモンド4/11号、週刊東洋経済 4/11号		
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。		

領収証


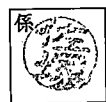
No.

河原崎聖 様 2020年 4月 6日

¥ 1,460 -

週刊ダイヤモンド 4/11号
但 " 東洋経済 4/11号
上記正に領収致しました

(株) 島田書店
代表取締役 佐塚 照夫
島田市旗指499-5
外商 (0547)35-6074
FAX (0547)37-2966
花みずき店 (0547)35-3020
FAX (0547)35-5020

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	1,460 円	100%	1,460 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-7-4-4
------	---------

決裁	会派代表者	(中)	経理責任者	(木内)	経理担当者	
----	-------	-----	-------	------	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和2年4月6日	～	令和 年 月 日
金額			709円

目的	政治経済情勢に関する情報の把握
用途	日経ビジネス 4/6号
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領収証番号: 000006132
2020年04月06日 No. 01-000413022

領収証 河原崎 聖 様

金額 ¥709-

内クレジット利用計 ¥709(内消費税等 ¥64)
内現金扱い等計 ¥0(内消費税等 ¥0)

但し 日経ビジネス 4/6
上記正に領収いたしました。
(株)戸田書店
〒420-0852 静岡県葵区紺屋町17-1 葵タワー2F・1F・BF
電話054-205-6111

静戸株
戸田書店

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	709円	100%	709円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-7-4-5

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証 拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費 <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和2年4月14日 ~ 令和 年 月 日	金額	1,680 円

目的	政治経済情勢に関する情報の把握
使途	週刊ダイヤモンド4/18号、中央公論5月号
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

領収証

No.

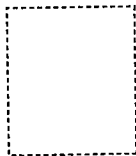
《領収書貼付枠》

河原崎 様 2020年4月14日

交納者:
河原崎 聖

¥ 1,680 -

但 週刊ダイヤモンド^{2020年}4/18, 中央公論^{2020年}5月,
上記正に領収致しました



(株) 島田書店

代表取締役 佐塚 照夫
島田市旗指499-5
外商 (0547)35-6074
FAX (0547)37-2966
花みずき店(0547)35-3020
FAX (0547)35-5020



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	1,680 円	100%	1,680 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-7-4-6

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和2年4月14日～令和	年	月 日 金額 1,068円
目的	全国的な福祉政策に関する情報の把握		
使途	月刊福祉5月号		
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。		

《領収書貼付枠》

領収証

No.

河原崎 聖 様 R2年4月14日

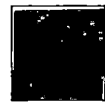
¥ 1068 円

但 月刊福祉5月号

上記正に領収致しました

(株) 島田書店

代表取締役 佐塚 照夫
島田市旗指499-5
外商 (0547)35-6074
FAX (0547)37-2966
花みずき店(0547)35-3020
FAX (0547)35-5020



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	1,068円	100%	1,068円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-7-4-7
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和2年4月15日	～ 令和 年 月 日	金額 1,188 円

目的	政治経済情勢に関する情報の把握
用途	News week 4/14号、日経ビジネス4/13号
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領収証

河原崎 聖

様 No. _____

¥1,188 -

但 News week 4.14 日経ビジネス 4.13、No 2037

入金日 2020年 4月 15日 上記正に領収いたしました

収入 印紙	内訳	_____
	税抜金額	_____
	消費税額等 (%)	_____

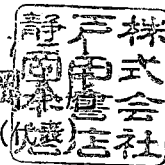
〒420-0852

静岡県葵区紺屋町1

株式会社 戸田書店静岡

TEL054-205-6111

FAX054-205-6116



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	1,188 円	100%	1,188 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-7-4-8

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和2年4月20日	～ 令和 年 月 日	金額 2,011円

目的	政治経済情勢に関する情報の把握
使途	週刊ダイヤモンド4/25号、週刊東洋経済4/25号、wedge5月号
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

領収証

《領収書貼付枠》

No.

河原崎 聖 様

2年4月20日

¥ 2,011 -

但 週刊ダイヤモンド4/25号, 週刊東洋経済4/25号, Wedge5月号
代金引換
上記正に領収致しました

(株) 島田書店

代表取締役 佐塚 照夫
島田市旗指499-5
外商 (0547)35-6074
FAX (0547)37-2966
花みずき店(0547)35-3020
FAX (0547)35-5020



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	2,011円	100%	2,011円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-7-4-9

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和2年4月21日	～	令和 年 月 日
金額	1,409円		

目的	政治経済情勢に関する情報の把握
使途	日経ビジネス4/20号、週刊エコノミスト4/28号
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領 収 証

河原崎 聖 様 No. _____

¥ 1,409-

但 日経ビジネス 2020.4.20号 週刊エコノミスト 2020/4/28号
 入金日 2020年 4月 21日 上記正に領収いたしました

〒420-0852 静岡県静岡市葵区紺屋町17
 株式会社 戸田書店静岡本店 地下
 TEL 054-205-6111 FAX 054-205-6116

収入
印紙

内訳
 税抜金額 _____
 消費税額等 (%) _____

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	1,409円	100%	1,409円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-7-4-10

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和2年4月21日	～ 令和 年 月 日	金額 1,440円

目的	政治経済情勢に関する情報の把握
使途	News week 4/28号、文藝春秋5月号

政務活動・
県政との
関連性

政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

領収証

《領収書貼付枠》

No.

河原崎 聖 様

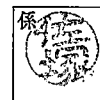
2年4月21日

¥ 1,440-

但 ニュースウィーク 4/28号 と 文藝春秋 5月号分にて
上記正に領収致しました

(株) 島田書店

代表取締役 佐塚 照夫
島田市旗指499-5
外商 (0547)35-6074
FAX (0547)37-2966
花みずき店(0547)35-3020
FAX (0547)35-5020



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	1,440円	100%	1,440円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-7-4-11
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和2年4月28日	～ 令和 年 月 日	金額 1,938 円

目的	政治経済情勢に関する情報の把握
使途	News week 5/12号、日経ビジネス4/27号、週刊エコノミスト 5/5・12号
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。


《領収書貼付枠》

領収証
河原崎 聖 様 No. _____
¥ 1,938

但 ニュースウィーク 5/12号 日経ビジネス 4/27号 エコノミスト 5/5・12号 3冊代金
入金日 2020 年 4 月 28 日 上記正に領収いたしました として。

収入 印紙	内訳	_____
	税抜金額	_____
	消費税額等 (%)	_____

〒420-0852
静岡県葵区紺屋町 1-7
株式会社 戸田書店静岡
TEL 054-205-6111(代表)
FAX 054-205-6116



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	1,938 円	100%	1,938 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-7-4-12
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和2年4月29日	～ 令和 年 月 日	金額 2,011円

目的	政治経済情勢に関する情報の把握		
使途	週刊ダイヤモンド5/9号、週刊東洋経済5/9号、ウェッジ5月号		
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。		

領収証

No.

河原崎 聖 様 2020年4月29日

¥ 2,011.-

週刊ダイヤモンド5/9号、週刊ウェッジ5月号
但し 東洋経済5/9号
上記正に領収致しました

(株) 島田書店
代表取締役 佐塚照夫
島田市旗指499-5
外商 (0547)35-6074
FAX (0547)37-2966
花みずき店 (0547)35-3020
FAX (0547)35-5020

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	全額政務活動 2,011円	/ 100%	2,011円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-7-4-13

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費 <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入		
年月日	令和2年4月9日 ~ 令和 年 月 日	金額	14,300円

目的	政治経済社会の諸問題についての知見を得る。
使途	台湾をめぐる安全保障、台湾の海洋安全保障と制度的展開 蔡英文 台湾の民主化と政権交代 蔡英文自伝
政務活動・ 県政との 関連性	元機軸作りの現状と今後の在り方についての知見を得る。

《領収書貼付枠》

領 収 証

河原崎 聖 様 No. _____

¥ 14,300

但 台湾をめぐる 安全保障、台湾の海洋安全保障と制度的展開、蔡英文
 入金日 2020年 4月 9日 上記正に領収いたしました。
 台湾の民主化と政権交代、蔡英文自伝

収入
印紙

内訳

税抜金額 _____

消費税額等 (%) _____

〒420-0852
 静岡県葵区紺屋町1-7
 株式会社 戸田書店静岡本店
 TEL 054-205-6111 (代) 店社
 FAX 054-205-6116

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	14,300円	100%	14,300円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-7-4-14

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 4 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	令和2年4月2日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円× km / km	716

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》
 1,432円×1/2=716円

お客様控え
(クレジット領収書)

1号沼津バイパス上り TEL 065-920-4400
 (株)西日本宇佐美 本社 愛知県津島市埋田町1-8

売上 2020年4月2日 15:50
 KAWARAZAKI KIYOSHI 様
 田光クレジット
 レギュラーガソリン P-1(内)
 10.93L @131.0 1432円
 (税抜 @119.1)
 01200.00

合計 1,432円
 (内、消費税等(10.00%) 130円)

支払区分: 一括 承認No. 0000003699
 端末識別番号: 0817501297342
 端末処理番号: 03991
 IC/MS識別子: MS

伝No: 19237 担当: 8888

※ 本書保管上のお願
 財布・手帳等にはさんで保管
 合は、印刷面を内側に折り保管を
 願います。

按分の理由 政務活動・後援会で使用の ため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,432円	1/2 50%	716円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-7-4-15

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 4 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	令和2年4月6日	
走行距離	k m	k m	k m

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	2,645

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った(充当した)ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》
 5,289円 × 1/2 = 2,644.5 ≒ 2,645円

 2020/04/06"/>

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会で使用のため	5,289円	1/2	2,645円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-7-4-16

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 4 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	令和2年4月15日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	2,292

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》
 4,584円 × 1/2 = 2,292円

按分の理由 政務活動・後援会で使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,584円	1/2 50%	2,292円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-7-4-17

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 4 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	令和2年4月16日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	1,456

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による按分: 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》
 2,912円 × 1/2 = 1,456円

お客様控え
 IDEMITSU (クレジット領収書) 294835

セルフ伊豆中央道SS
 TEL 0559-79-8010
 サブエミロード (株)
 静岡県田方郡南町塚本609-2
 TEL 0559-79-8010

売上 2020年4月16日 12:04
 KAWAZAKI KIYOSHI 様
 出光クレジット
 出光ゼアス P-2(内)
 24,681 0118.0 2912円
 01200.00

合計 2,912円
 (内、消費税等(10.00%)) 265円

支払区分: 一括
 承認No. 0000003723
 端末識別番号: 0817501294835
 端末処理通番: 03505
 IC/MS識別子: MS

伝No: 10120 担当: 8800

※本書保管上のお断り
 財布・手帳等には、必ず、保管置く場
 合は、印刷面を内側に折り保管を
 願います。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会で使用のため	2,912円	1/2	1,456円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-7-4-18

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 4 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	令和2年4月22日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		円× km / km	1,280

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》
 2,560円×1/2=1,280円

納品書(領収書)
 2020年04月22日 17:55

売上
 KIWOSHI KAWARAZAK 様
 ENEOSカード S
 車両番号
 0026-00
 レギュラー P01
 数量 21.16L *
 単価 121円 ¥2,560

合計
 (消費税10%対象) ¥2,560
 内消費税等 ¥283
 クレジット支払

VISACREDIT
 有効期限: XX/XX NC IC
 支払方法: 一括払い
 承認番号: 0064251

現金でお買上げの場合は領収額にかえさせていただきます。
 消費税額表示のみ、場合は消費税額を請求書にて
 ご請求いたします。
 消費税には、地方消費税が含まれています。

ENEOSイオ残高: 24P
 ポイント交換は当店でも可能です。
 本日のポイントは次回以降のご利用代金明細書に反映されます。

株式会社 明光産業 セルフ藤枝
 静岡県 藤枝市上青島240-1
 TEL:054-641-3440 SS-480762
 ジットNo 7818-01
 〒41012-1014
 カルナンバー17-15548
 099 2020/04/22

按分の理由 政務活動・後援会で使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,560円	1/2 50%	1,280円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-7-4-19

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 4 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	令和2年4月25日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	1,886

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》
 3,772円 × 1/2 = 1,886円

(有) 小沢産業
 富田阪本
 静岡県島田市
 阪本951-4
 TEL: 0547-38-0122 SS: 38778-33307

クレジットカード売上票

2020年04月25日 11:12 伝票No. 0027
 取引通番 7194

クレジットカード
 ICS 38778
 一般提携 車番09850

0120-00 9755
 レギュラーガソリン 内P01 ¥3772
 数量 30.42L
 単価 @124
 (内)ガソリン税 @53.8

合計 ¥3,772 #343

(内)税別消費税
 承認No. 0000700377
 支払方法 一括
 カジネットご利用
 有効期限 XX年XX月 企業コード 0001
 端末識別番号 7786410111034
 ARCOO ATCO163 00 VISACREDIT
 A0000000031010
 2:00000000-0:00000000

お客様控え

係員: 01
 処理日付: 2020/04/25 9755-9756
 100取引

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会で使用のため	3,772円	1/2	1,886円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-7-4-20

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 4 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	令和2年4月29日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	1,651

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》
 3,302 円 × 1/2 = 1,651 円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会で使用のため	3,302 円	1/2	1,651 円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-7-4- 又1

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料		
年月日	令和2年4月30日 ~ 令和 年 月 日	金額	8,200円

目的	県内外の政治・社会・経済に関する情報の把握
使途	静岡新聞・日本経済新聞4月分
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領収証

河原崎 聖 様

2020年 4月分
(180) 281.00 集金
お問合せNo.
(8% 8,200円)
(10% 0円)

銘柄(※軽減税率対象)	部数	金額	備考
*静岡新聞	1	3,300	
*日本経済新聞	1	4,900	

合計金額
8,200円
上記金額正に領収致しました。




軽減税率に対応した印字項目を追加するなど表記が一部変わりました。今後ともご愛読のほどよろしくお願い申し上げます。

静岡新聞・毎日新聞・読売新聞・産経新聞
(株)浅野新聞店
島田市本通一丁目10番8号
TEL 35-3333(代)

按分の理由 全額政務活動	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	8,200円	100%	8,200円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-7-4-22
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)


経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料		
年月日	令和2年4月30日～令和 年 月 日	金額	4,037円

目的	県内外の政治・社会・経済に関する情報の把握
使途	中日新聞4月分
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

 領収証

2020年4月分

お問合せNo. 

(121) 80.00集金

(8% 4,037円)

(10% 0円)

河原崎 聖様

銘柄 (*は軽減税率対象)	部数	金額	備考
*中日新聞 セット	1	4,037	

合計金額

4,037円

ご愛読ありがとうございます。
ご愛読ありがとうございます。

新聞代のお支払いには、ぜひ口座振替をご利用ください。
しましん・JA大井川・ゆうちょ・で取り扱っています。

赤井新 新聞店

島田市野田1260

TEL 37-3246



按分の理由 全額政務活動	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,037円	100%	4,037円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-7-4-23

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料		
年月日	令和2年4月30日 ~ 令和 年 月 日	金額	3,821 円

目的	県内外の政治・社会・経済に関する情報の把握
使途	聖教新聞・公明新聞4月分
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

新聞購読料 領収証

河原崎 聖 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2020年4月分 領収日 月 日
領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。
(10%対象 0)
(8%対象 3,821)

信善 落合 島田市向谷元町793-11
TEL 0547-37-0661 FAX 0547-34-0186



お申込No.

按分の理由 全額政務活動	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,821 円	100%	3,821 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-7-4-24

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎聖)

経費項目	調査研究費 研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡県議会観光振興議員連盟意見交換会		
年月日	令和2年4月6日	～ 令和 年 月 日	金額 840円

目的	新型コロナ・ウイルス対策に対する意見交換会
使途	参加交通費
政務活動・ 県政との 関連性	新型コロナ・ウイルスの拡大により、本県観光事業への影響が懸念されることから、県としての対策について協議する必要がある。

《領収書貼付枠》

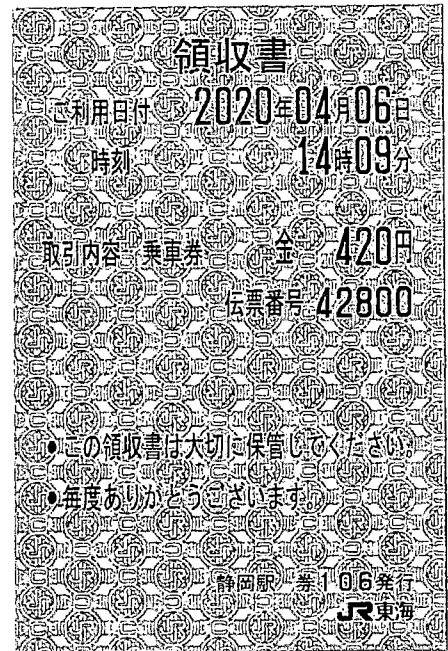
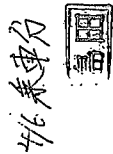
JR東海 六合駅 → 静岡駅 420円 } 計 840円
 JR東海 静岡駅 → 六合駅 420円

領収書No 21
 窓口No
 領収書
 520120
 領収書
 河原崎聖 様
 金額 ¥420円
 「消費税等込み」
 但し、乗券類として

2020年4月29日
 東海旅客鉄道株式会社
 上記金額確かに領収致しました
 ご利用いただきましてありがとうございます

告納
 申紙
 納税
 申請
 付につき
 名古屋
 中村
 村
 税務署
 承認
 済

現金出納社員
 島田



* 領収書取付忘れ、領収書印を(貼付)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	840円	100%	840円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-7-4-25
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要諫情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費(人件費)		
内容	事務員雇用		
年月日	令和2年4月23日	～ 令和 年 月 日	金額 8,100円

目的	政務活動を補助する職員の労災保険料及び雇用保険料
使途	令和2年度分
政務活動・ 県政との 関連性	
<p>《領収書貼付枠》 領収書は別紙のとおり</p> <p>1 労災保険料 労災保険料＝年度内の賃金総額×労災保険料率 ・年度内の賃金総額 150,000円(通勤費を含む)×12カ月＝1,800,000円 ・労災保険料率 3/1000 1,800,000円×3/1000＝5,400円(雇用主が負担)・・・A</p> <p>2 雇用保険料 雇用保険料(雇用主負担分)＝年度内の賃金総額×雇用保険料率 ・年度内の賃金総額 150,000円(通勤費を含む)×12カ月＝1,800,000円 ・労災保険料率 6/1000 1,800,000円×6/1000＝10,800円(雇用主が負担)・・・B</p> <p>A + B = 16,200円</p> <hr/> <p>※ 雇用保険料(従業者負担分)＝年度内の賃金総額×雇用保険料率 ・年度内の賃金総額 150,000円(通勤費を含む)×12カ月＝1,800,000円 ・労災保険料率 3/1000 1,800,000円×3/1000＝5,400円は従業者が負担する。</p>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会活動で 按分する。	16,200円	1/2	8,100円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

納付書・領収証書

労働保険 国庫金

取扱庁名
静岡労働局

※取扱庁番号
00075420

徴収勘定 保険料収入及び
一般拠出金収入

労働保険
特別会計 0847

厚生労働省
所管 6118

令和 2 年度

労働
保険
番号
都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号 ※CD ※証券受領
全 部 一 部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号:令和は9) ※徴定年度
(元号:平成は7、令和は9)

納付の目的
1. 令和
年度概算 期
2. 増加概算...1 期別の表示
利率引上...2 全期・1(初)期...1
2期...2
3期...3
4期(翌年度第1期)...4
3. 令和
年度
確定

※収納区分
※認決
区分

※内証券受領
円




(住所) 〒411-0053
静岡市御飯屋町
8855-2
(氏名)
静岡水産会
静岡労働局
静岡労働局

内 訳	労働 保険料	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	一 般 拠出金	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納付額 (合計額)		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

上記の合計額を領収しました。
領収日付印
(9)
出納済
2.4.23
静岡銀行
島田東
(納付者渡し)

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

整理番号	2-7-4-26
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---


支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <u>人件費</u>		
内容	事務員雇用		
年月日	令和2年4月30日～令和 年 月 日	金額	75,000円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	4月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	


《領収書貼付枠》

給料支払明細書 令和2年4月分  殿

労働日数 自 4月1日～至 4月30日 18 日

支 給 額		控 除 額	
支給項目	金額(円)	控除項目	金額(円)
基本給	146,000	所得税	0
交通費	4,000	住民税	0
その他の支給	0	健康保険料	0
		厚生年金	0
		雇用保険料	0
		その他の控除	0
支給額の合計	150,000	控除額の合計	0




差し引き支給額 150,000

令和2年4月30日支給 支払者氏名 静岡県議会議員 河原崎 聖 

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会活動で 按分する。	150,000円	1/2	75,000円
		50 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-7-4-27
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	日本防災士会 年会費		
年月日	令和2年4月17日 ~ 令和 年 月 日	金額	5,152 円

会の趣旨・目的	地域防災力の向上
会の活動内容等	防災啓発活動、防災に関する研修、被災地の支援活動
政務活動・県政との関連性	日本防災士会の中に地方議員連絡会があり、会員相互の交流と情報交換が行われ、今後の地域防災力の向上が図られる。

《領収書貼付枠》

年会費 5,000 円
振込手数料 152 円

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
02-04-1723253	A93150005	
取扱店	シマダ・ポスト・オト	
払込口座	00130-5	639244
払込金額	*5,000	料金 *152
振替受付票		
払込みの証拠となるものは、大切に保存し、万一失窃した場合は、消費税率等が含まれていないことを証明してください。(ゆうちょ銀行)		
日	月	年
01	3	0
6	3	9
2	4	4
特定非営利活動法人 日本防災士会		
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1		
代表者 河原崎 聖		
入金額 *5,152		
おつり *0		
4月からATMの電信振替料金は、1件のご利用につき100円です。		

印紙税申告納付につき税務署承認済

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (定款)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	5,152 円	100%	5,152 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

特定非営利活動法人 日本防災士会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本防災士会という。

2 この法人の慣用表記及び外国語による名称表記については、理事会において別に定める。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区一番町25 番地 全国町村議員会館3 階に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、幅広い防災啓発活動を実施するとともに、平時における地域防災力の向上と、災害時における支援活動に取り組む防災士や防災士の活動に賛同する市民等への支援を通じて、安全で安心な社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 地域安全活動

(2) 災害救援活動

(3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 防災意識の普及、啓発事業

(2) 防災関連用品用具の普及・提供事業

(3) 災害被災地への支援事業

(4) 防災・減災のために活動する団体を支援する事業

(5) 広報事業

(6) その他、法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の趣旨・活動目的に賛同し、入会した個人

(2) 賛助会員 この法人の趣旨・活動目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び法人、団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあつたとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 定められた期間内に会費を納入しなかった場合には会員資格は停止する。継続して1年以上会費を滞納したときは会員資格は喪失することがある。

(4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費は、返還しない。

第3章 役員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上30人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(4) 事業報告及び予算決算

(5) 役員の選任

(6) 役員の職務

(7) 資産の管理の方法

(8) 借入金の借入（その年度の収益をもって償還する短期借入金を除く）

(9) 解散における残余財産の帰属

(10) その他、この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 支部

(支部)

第38条 本会に支部をおくことができる

2 支部の設置等については、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第6章 資産

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 会計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決

を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、

貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第49条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動法人若しくは法第11条第3項第二号から第五号に掲げる

者であって、この法人と目的を同じくするもの又は国若しくは地方公共団体のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 浦野 修

副理事長 松尾好将

理事 本茂、別府茂、大澤サユリ、大住光男、金子勉、川崎隆克、齋藤明子(半田亜季子)、玉田豊徳(玉田三郎)、保坂松男、三木修

監事 永田充、吉田正

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2011年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2011年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 0円

(2) 年会費 正会員 5,000円

賛助会員(個人) 5,000円

賛助会員(法人・団体) 1口 20,000円(1口以上)

附則

この定款は、平成22年11月25日から施行する。

附則

この定款は、平成24年1月27日から施行する。

附則

この定款は、平成27年9月16日から施行する。

附則

この定款は、平成29年6月24日から施行する。

附則

この定款は、令和元年6月23日から施行する。

整理番号	2-7-4-28
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページ管理料		
年月日	令和2年5月1日～令和 年 月 日	金額	16,610円

目的	県政に関する情報を広く地域住民に伝達する。
使途	4月分管理料
政務活動・ 県政との 関連性	県政に関する情報を幅広く多くの人に伝える。

《領収書貼付枠》

※ 16,500円 (管理料)、110円 (振込料)

ご利用明細 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号			064
02:05:01				
銀行番号	店番号	科目	口座番号	
お取扱店	お取引内容	お取引金額		
0172	お引出し	¥16,500		
お取扱枚数	*****			
	おつり	残高		




キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合	
	¥110	11:10	0106	
お振込先 明細・ご 案内	シス`オカ ササカ`セ 普通 0480639 イマクロテ`サイン コイケ トシヒコ 様 アント`ウ キヨシ 様 TEL0547-36-0787			

06.520.38 (裏面もご覧ください)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	16,610円	100%	16,610円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-7-4-29

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証 抛書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	FM島田コーナー料		
年月日	令和2年5月1日～令和 年 月 日	金額	33,000円
目的	県政に関する情報を広く地域住民に伝達する。		
使途	4月分		
政務活動・ 県政との 関連性	県政に関する情報をタイムリーに地域住民に伝える。		

《領収書貼付枠》

領収証 河原崎 聖 様 No. _____

金額 ¥33,000

内訳 但 4月分コーナー料 収入印紙

現金 小切手 手形

消費税額等(0%) 3,000円

静岡県島田市中央町5番の1
株式会社FM島田
代表取締役 八木和夫 

2020年5月1日 上記正に領収いたしました

コクヨ・ウケ92

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	33,000円	100%	33,000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-7-4-30
------	----------

決裁	会派代表者	(中)	経理責任者	(木内)	経理担当者	
----	-------	-----	-------	------	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

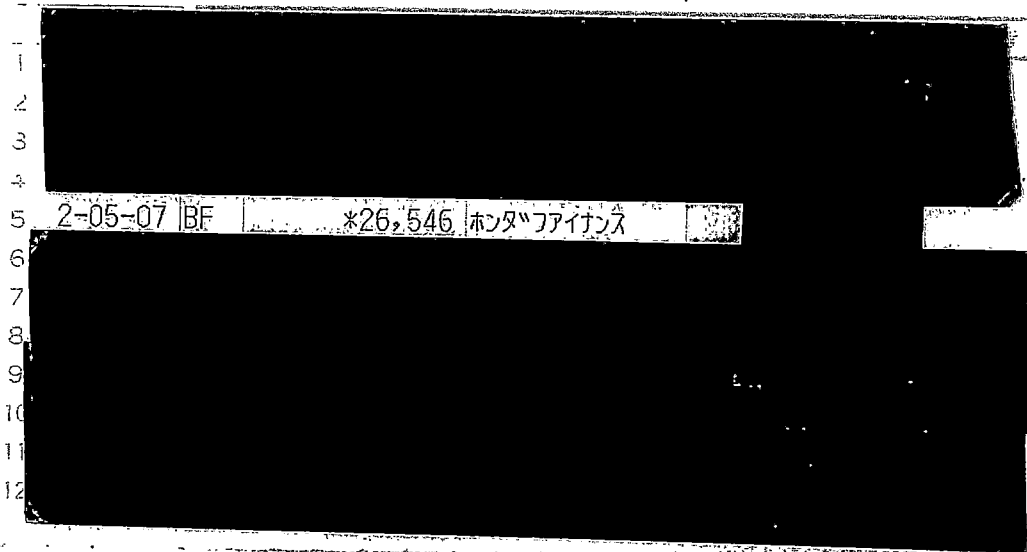
経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・(事務費)・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料		
年月日	令和2年5月7日 ~ 令和 年 月 日	金額	9,807 円

目的	政務活動上、必要な移動を行う。
使途	4月分
政務活動・ 県政との 関連性	会合に出席したり、現地調査を行うことで、必要な情報を得たり、コミュニケーションの円滑化を図る。
<<領収書貼付枠>> 別紙 利用割合が正確に把握できないため、充当限度割合(後援会活動 1/2・政務活動 1/2)により按分。 1か月分の充当可能額 9,807 円 $(26,546 - 1,025 - 7,056 + 1,148) \times 1/2 = 9,806.5 \text{ 円} \approx 9,807 \text{ 円}$ *リース料1か月分 26,546 円 重量税1か月分 $49,200 \times 1/48 = 1,025 \text{ 円}$ メンテナンス料1か月分 $338,679 \times 1/48 = 7,055.8 \approx 7,056 \text{ 円}$ オイル代1か月分 $55,108 \times 1/48 = 1,148.0833 \approx 1,148 \text{ 円}$	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
該当部分について政務 活動と後援会で按分	19,613 円	1/2	9,807 円
		50 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

2



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12

2-05-07 BF *26,546 ホンダファイター




13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24

記号の説明
 AA, AF ... 入力
 FA, FF ... 確認
 CB, C, J, L 他種券入会
 TF, TD ... 改定
 SA, BF ... 変更

※店舗変更場所となる維持費を付した場合は、必ず其の金額の印を
 表示し、その右側に結算日の付する日を明示します。
 なお、必要は可能時には、お電話にてお問い合わせ下さい。

2

整理番号	2-7-4-3/
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	--	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 (事務費)・事務所費・人件費		
内容	携帯電話・タブレット・固定電話代		
年月日	令和2年5月11日	～ 令和 年 月 日	金額 4,808 円

目的	日常業務において必要な連絡
使途	3月利用・4月請求分
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる諸連絡を行う。
<<領収書貼付枠>> ①タブレット代 2,420 円+②携帯電話代 8,934 円+③固定電話代 7,876 円 = 19,230 円 19,230 円×1/4=4,807.5 円 ≒ 4,808 円	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会活動・私用で按分する。	19,230 円	1/4	4,808 円
		25 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

年 月 日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差し引き残高	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9	2-05-11 BF	*42,177	カード/DCMX		
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

記号の読み方
 AA 入金
 CC 入金
 DD 入金
 EE 入金
 FF 入金
 GG 入金
 HH 入金
 II 入金
 JJ 入金
 KK 入金
 LL 入金
 MM 入金
 NN 入金
 OO 入金
 PP 入金
 QQ 入金
 RR 入金
 SS 入金
 TT 入金
 UU 入金
 VV 入金
 WW 入金
 XX 入金
 YY 入金
 ZZ 入金
 AA 入金
 CC 入金
 DD 入金
 EE 入金
 FF 入金
 GG 入金
 HH 入金
 II 入金
 JJ 入金
 KK 入金
 LL 入金
 MM 入金
 NN 入金
 OO 入金
 PP 入金
 QQ 入金
 RR 入金
 SS 入金
 TT 入金
 UU 入金
 VV 入金
 WW 入金
 XX 入金
 YY 入金
 ZZ 入金

2020年5月11日のご利用代金明細表

2020年4月25日 発行

お名前	河原崎 聖 様
お支払い日	2020年5月11日 (月)
お支払い合計額	42,177円
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	[REDACTED]
	2017年6月30日

金融機関	[REDACTED]
支店	[REDACTED]
科目	[REDACTED]
口座番号	[REDACTED]

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません

各種ご照会・お申込みに会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
河原崎 聖 様 ご利用分 [REDACTED] (dカードGOLD)										
20/03/18	[REDACTED]									
20/03/22	[REDACTED]									
20/04/01	[REDACTED]									
20/04/15	[REDACTED]									返品
河原崎 聖 様 ご利用分 [REDACTED] (dカード)										
20/03/31	ドコモご利用料金/iD 4月分	37,881	1	1	37,881					
20/03/31	ドコモ決済サービス等/iD 4月分	660	1	1	660					
<お支払い金額総合計>						42,177				

株式会社NTTドコモ
 東京都千代田区永田町2丁目 11番1号
 登録番号 関東財務局長(5) 第01421号

お問合せ先 お手元にカードをご用意のうえ、お手続きください。
 dカードゴールドデスク 0120-700-360 (午前10:00~午後8:00年中無休※)
 ※ ただし、午後6:00~午後8:00については、一部受付できない業務があります
 クレジット紛失盗難 0120-159-360 (24時間年中無休)
 携帯電話に関するお問合せ 0120-800-000 (午前9:00~午後8:00年中無休)
 ホームページ <http://dcmx.jp/>

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(1 / 2-7-4-3 / 6 ページ) docomo

内訳項目(金額)(円) BREAKDOWN BY CATEGORY(YEN)	内訳金額(円) AMOUNT(YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
[合計請求額の請求内訳]			詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。
◇基本使用料等(計) 16,000	16,000	基本使用料	合算
◇通話料・通信料(計) 3,628	2,340	X i 通話料	合算
	282	X i ・SMS通信料	合算
	1,142	国内通話料(ドコモ光電話)	合算
	-136	繰越適用額(ドコモ光電話)	合算
	0	当月無料通話適用額(ドコモ光電話)	合算
◇パケット定額料等(計) 4,300	6,000	パケット定額料(シェア)	合算
	-1,400	パケット定額料(ドコモ光セット割)	合算
	-800	パケット定額料(シェアずっとドコモ割)	合算
	500	シェアオプション定額料	合算
	0	パケット定額通信料	合算
◇その他ご利用料金等(計) -1,399	3,570	付加機能使用料等	合算
	0	ドコモWi-Fi利用料	合算
	-4,941	月々サポート適用額	内税
	12	ユニバーサルサービス料	合算
	-40	eピリング割引料	合算
◇端末等代金分割支払金 8,835	8,835	端末等代金分割支払金	非対象等
◇決済サービス代金等(計) 4,431	660	ドコモ払い/d払い(ご利用代金/継続課金)	非対象等
	3,311	spモード決済(料金回収代行/継続課金分)	内税
	460	spモード決済(Google Play)	非対象等
◇消費税等相当額(計) 2,746	2,746	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計 38,541	38,541	合計	(4回線請求分)

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(N T T東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)		税区分 (TAX)
◇		ご利用期間 (3/1~3/31)		
◇基本使用料等 (計) 1,700	1,700	データプラン (スマホ/タブ)		合 算
◇パケット定額料等 (計) 500	500	X iシェアオプション定額料		合 算
	0	(参考) 当月ご利用データ量	0.7G (通信速度制限含む)	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) -2,202	300	spモード利用料		合 算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)		合 算
	-300	キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)		合 算
	-2,484	月々サポート適用額	本回線は18回目の適用 (全24回)	内 税
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります	合 算
	-20	eビリング割引料	3月請求分	合 算
◇端末等代金分割支払金 1,890	1,890	端末等代金分割支払金	18回目のご請求です。(全24回)	非対象等
		ご請求は2020年10月請求迄で、分割支払金残額は	11,340円です。	
◇決済サービス代金等 (計) 3,353	660	ドコモ払い/d払い (ご利用代金/継続課金)	4月請求分	非対象等
	2,233	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	4月請求分	内 税
	460	spモード決済 (Google Play)	4月請求分	非対象等
◇消費税等相当額 (計) 248	248	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇合計 5,489	5,489	合計		
		<NTTドコモからのお知らせ>		
		○継続利用期間は、3月末で	6年4か月となりました。	
		○データプランのご契約期間は3月末で	4か月となりました。	
		○ポイントのお知らせ		
		3月ご利用分に対する獲得ポイントは、	0です。	
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	223円です。)	
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。		
		○ステージのお知らせ		
		3月末のステージは、	2ndステージです。	
		※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。		

① $(1,700 + 500) \times 1.10 = 2,420$

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
◇		ご利用期間 (3/1~3/31)	
◇基本使用料等 (計) 1,700	1,700	カケホーダイライト (スマホ/タブ) [iPhone]	合 算
◇通話料・通信料 (計) 2,622	2,340	Xi通話料	合 算
	282	Xi・SMS通信料	3月ご利用分 合 算
◇パケット定額料等 (計) 3,800	6,000	ウルトラデータLパック定額料	合 算
	-1,400	ドコモ光セット割	光契約ID: [REDACTED] 合 算
	-800	ずっとドコモ割プラス (料金割引)	合 算
	0	(参考) 当月ご利用データ量 (シェアグループ合計)	6.1G (通信速度制限含む) 合 算
	0	(参考) 当月ご利用データ量	5.5G (通信速度制限含む) 合 算
◇その他ご利用料金等 (計) -305	300	spモード利用料	合 算
	300	留守番電話サービス利用料	合 算
	200	キャッチホン利用料	合 算
	100	メロディコール利用料	合 算
	-200	オプションパック割引料	(留守・キャッチ・メロディ・転送) 合 算
	100	my dailz/iコンシェル利用料	合 算
	380	スゴ得コンテンツ利用料	合 算
	400	クラウド容量オプション利用料 (50GB)	合 算
	-380	いちおしパック割引料	合 算
	200	あんしんセキュリティ利用料	合 算
	750	ケータイ補償 iPhone & iPad 750	合 算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合 算
	-380	あんしんバックモバイル割引	合 算
	50	ケータイお探しサービス利用料	合 算
	-50	ケータイお探しサービス割引料	合 算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合 算
	-300	キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合 算
	-2,457	月々サポート適用額	本回線は12回目の適用 (全24回) 内 税
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります 合 算
	-20	eビリング割引料	3月請求分 合 算
◇端末等代金分割支払金 6,945	6,945	端末等代金分割支払金	12回目のご請求です。(全24回) 非対象等
		ご請求は2021年4月請求迄で、分割支払金残額は	83,340円です。
◇決済サービス代金等 (計) 1,078	1,078	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	4月請求分 内 税
◇消費税等相当額 (計) 1,027	1,027	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計 16,867	16,867	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、3月末で	22年5か月となりました。
		○カケホーダイ/ライトプランご契約期間は3月末で	8か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		3月ご利用分に対する獲得ポイントは、	800です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	8,040円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	

(2) $(1,700 + 2,622 + 3,800) \times 1.10 = 8,934$

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
◇		ご利用期間 (3/1~3/31)	
◇基本使用料等 (計) 6,700	5,200	戸建・タイプA/西	合 算
	0	(参考) plala利用	合 算
	1,500	ドコモ光電話バリュー基本使用料	480円の通話料を含みます。 合 算
		光電話番号	
◇通話料・通信料 (計) 156	292	国内通話料	2月ご利用分 合 算
	-136	繰越適用額	1月ご利用分からの繰越額は480円 合 算
	0	(参考) 翌月ご請求分への光電話くりこし無料通話分は	480円です。 合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 304	200	ダブルチャンネル	合 算
	100	追加番号	1契約 合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります 合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本 (追加番号)	1番号あたり2円のご請求となります 合 算
◇消費税等相当額 (計) 716	716	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計 7,876	(3) 7,876	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、3月末で	6か月となりました。
		○ドコモ光/戸建のご契約期間は3月末で	6か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		3月ご利用分に対する獲得ポイントは、	700です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	7,160円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	
		3月末のステージは、	2ndステージです。
		※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	